

岩手県告示第 130 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成 19 年 2 月 20 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 埋立てのしゅん功認可をした年月日 平成 19 年 2 月 7 日

2 埋立てのしゅん功認可を受けた者の住所及び名称

(1) 住所 盛岡市内丸 10 番 1 号

(2) 名称 岩手県

3 埋立区域

(1) 位置 大船渡市三陸町吉浜字根白 68 番 1、68 番 2、69 番及び 70 番 1 に接する国有海浜地地先水面

(2) 区域 別紙図面のとおり。

(3) 面積 15,601.05 平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号 平成 11 年 3 月 29 日岩手県指令漁港第 489 号

5 埋立地の所在市町村 大船渡市

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び大船渡地方振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。